

《公告第 677 号》
令和 8 年 2 月 24 日

フジ日本健康保険組合
理事長 樺澤 敏彦

公 告

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第 47 条の規程により、当組合の任意継続被保険者の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告いたします。

記

1. 令和 7 年 9 月 30 日の全加入者の平均標準報酬月額	374,859 円
----------------------------------	-----------

2. 令和 8 年度における平均標準報酬月額	第 26 等級	380,000 円
------------------------	---------	-----------

ただし、当該者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額が 380,000 円に満たないときは資格喪失時の標準報酬月額とする。

3. 適用年月日および期間	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日
---------------	------------------------------------

以上